

幌北小学校いじめ防止基本方針

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日改訂

令和 7 (2025) 年 5 月 2 6 日一部改訂

札幌市立幌北小学校（以下「本校」）では、いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第 13 条、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「幌北小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第 2 条より）

国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日最終改定）には、いじめの判断について以下のように示されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

本校では、児童の立場に立ち、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

2 いじめ対応について

(1) 未然防止の視点から

①児童に対して

ア 授業の充実

- ・基礎・基本の定着と、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・少人数指導、集団学習での学び合いを積極的に取り入れ、互いのよさに気付くようにする。
- ・発言の聴き方、発表の仕方等、学習規律を身に付ける。

イ 学級活動・道徳教育

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・思いやりや生命を尊重する心を育む。
- ・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

ウ 異学年交流

- ・たてわり活動や異学年交流など、共に活動をつくり上げる経験を大切にし、互いのよさやがんばりに気付くようにし、自己有用感を育む。

エ いじめ理解

- ・「いじめは決して許されない」という認識をもつよう指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることと同じであることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

オ 児童会活動による取組

- ・児童会が主となり、よりよい学校づくりのための取組を考え実行する。(例)「ふわふわ言葉に関する取組」など

カ 情報モラル指導

- ・児童及び保護者対象に情報モラル教室(研修)を実施し、ネットトラブルを未然に防ぐ。

②教員に対して

ア 学級経営と授業、児童との関わり

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、一人一人が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む心の健康教育、道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教師がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・道徳の学習を通じて、「いじめ」「いのち」「共生」「人権」などについて学び、保護者へも取組を積極的に伝える。また、1年を通じて「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」について振り返る時間を設ける。

イ 研修

- ・「いじめ問題」に関する研修、命を大切にするための研修を行い、「いじめ」をはじめとして、児童理解について本校教職員の実践力を深める。

(2) 早期発見の視点から

①職員の姿勢として

ア 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。

- ・教室を児童だけにする時間をできる限り減らす。
- ・清掃や給食の様子の変化を見取る。
- ・欠席児童家庭への連絡と様子の伺いを行う。
- ・常に感謝の気持ちを表す姿勢をとる。

イ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。

- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

ウ 積極的な児童への関わり

- ・児童の居場所・様子に変化が感じられる児童には、教師から積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。

②状況を把握する仕組みづくり

ア 教育相談の充実

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

イ アンケートの活用

- ・児童アンケート、悩みやいじめに関するアンケート調査を実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・アンケート実施後、いじめ防止対策委員会を開催し、認知したいじめの事実と児童の意識について共有、対応を検討する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、児童卒業時に中学校に引き継ぐ。

ウ 「心の健康観察」アプリの情報から、児童の心や体調の変化を把握する。

エ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用

(3) いじめへの対応

①情報共有

- ・いじめに関する相談を受けた職員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、学校として組織的な体制のもとに行い、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・聞き取り内容、指導の内容、児童の変化を時系列で客観的に記録する。
- ・緊急性が高いと判断した事案、重大事態につながるものが懸念される事案については、教育委員会に報告する。

②校内体制

ア 特別委員会に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・以下のように会議を開催する。

□定例：月1回（年間指導計画に位置付け）。アンケート実施後は、結果や面談内容等について共有・検討。

□不定期：いじめの疑いを把握した場合。

- ・構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、（特別支援教育巡回相談員）とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・いじめの疑いを把握した場合、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- ・会議開催時は、会議録を作成する。

イ 「いじめ対応の基本的な流れ」に沿って組織的に対応する。

- ・いじめの認知・解消については、学級担任などの個人に委ねず、「いじめ防止対策委員会」で判断する。
- ・いじめ解消の判断は、事案対処後3カ月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて行う。

ウ 校長不在時は、教頭、教務主任が対応について決裁し、速やかに対応する。

③被害児童への対応

ア まず、当該児童の安全確保を優先するとともに、スクールカウンセラーとの連携を図る。

- ・本人及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。

イ 本人の了解のもと、具体的な学級・学年指導を行い、よりよい集団づくりを行う。

- ・いじめ解消の目安である3か月間に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。

ウ 保護者に対し、事実の報告や対応の見通しをお伝えする。

④加害児童への対応・家庭への指導の依頼

ア 「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。

- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付くような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

イ 保護者に対し、学校における状況等を共有し、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことをお伝えする。

⑤校外機関との連携

ア いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

イ 必要に応じて、警察や児童相談所等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。

ウ 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを願います。